

職員の懲戒処分について

令和3年10月15日
京丹後市役所

職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

- 1 処分理由 信用失墜行為及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号該当）

本年4月20日頃、当該職員が、自宅（公務外）において知人から、し尿処理手数料として現金2万円を預ったが、その支払いを行わず、5月中旬から下旬に、自身の生活費などに2万円全額を使用した。

その後、知人は当該職員に対し、し尿処理手数料の支払いや現金の返金を求めたが、当該職員から返事が無くなったため、8月10日に当該職員の勤務先（網野衛生センター）を訪れ、同センター職員にこれまでの経過を伝えたことで、本件が発覚した。

このことを受け、当該職員の上司が、当該職員に対し直ちに知人に返金するよう指導し、8月13日に当該職員は現金2万円を知人に返金した。

- 2 処分内容 停職1月
- 3 処分年月日 令和3年10月15日
- 4 被処分者 市民環境部 生活環境課 作業技師 54歳 男性
- 5 その他 管理監督責任として、生活環境課長を口頭注意とした。
- 6 市長のコメント

市職員がこのような行為を行いましたことは、誠に遺憾であり、ご迷惑をおかけした方及び市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。今後このようなことがないよう、改めて職員に厳しく指導いたします。

お問い合わせ先

電話（人事課直通）0772-69-0150